

広島県告示第二百一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和三年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

令和三年三月八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社藤木工務店

福山市神辺町大字川南一七二七番地の四

代表取締役 藤木 一二三

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二九）第二〇九一四号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

令和三年三月二十二日から令和三年三月二十四日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、平成二十八年六月四日、法定の除外事由がないにも関わらず、同社木工所において、廃棄物である木くず等約四七七キログラムを焼却した。

このことにより、同社及び同社の代表取締役は、福山簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反によりそれぞれ罰金一〇〇万円及び罰金五十万円の略式命令を受け、平成二十九年一月十一日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。